

○可茂衛生施設利用組合会計職員に関する規則

平成 31 年 3 月 27 日
可茂衛生施設利用組合規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出納員その他の会計職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(出納員)

第 2 条 会計管理者の事務を補助させるために出納員を置く。

2 可茂衛生施設利用組合行政組織規則（平成11年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号）第 7 条第 1 項第 2 号に規定する課長の職を命じられた者は、その職にある期間中当該課の出納員を命じられたものとする。

3 前項の規定による出納員に事故があるとき、又は当該出納員が欠けたときは、その間当該課に勤務する職員のうちから臨時に出納員を命じる。

4 前 3 項の規定により出納員を命じられた者が、当該所属を異動したときは、出納員を解職されたものとする。

(その他の会計職員)

第 3 条 会計管理者又は出納員の事務を補助させるため、現金取扱員及び物品取扱員（以下「取扱員」という。）を置く。

2 取扱員は、各課に勤務する職員のうちから命じる。ただし、出納員は、特別な理由があるときを除き、取扱員を兼ねることができない。

3 前項の規定により取扱員に命じられた者が、当該所属を異動したときは、取扱員を解職されたものとする。

(会計管理者の出納員に対する事務委任)

第 4 条 会計管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 171 条第 4 項の規定により次の表の左欄に掲げる事務を右欄に掲げる機関の出納員に委任する。

委任事務	機関
各課において取り扱う徴収金の直接収納、物品（会計管理者が別に指定する物品を除く。）の出納及び保管	当該事務を所掌する各課
行政財産（公用又は公共の用に供する目的で取得したものを含む。）及び普通財産の記録管理	業務課
基金の記録管理	総務課

(辞令書の交付)

第 5 条 管理者は、出納員又は取扱員に任命する職員に、辞令書を交付しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。